

## 「不利益処分」 基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	汚染除去等計画の提出命令	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の9第2項	
	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋） （汚染除去等計画の提出等）</p> <p>第81条の9 前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置管理区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他規則で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の管理有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継したものを含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。</p> <p>一 汚染の除去等の措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置として規則で定めるもののうち、当該土地の所有者等（この項ただし書に規定するときにあつては、同項ただし書の規定により指示を受けた者）が講じようとする措置（以下「実施措置」という。）</p> <p>二 実施措置の着手及び完了の予定時期</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 前項の規定により指示を受けた者が汚染除去等計画を提出しないときは、その者に対し、汚染除去等計画を提出すべきことを命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・弁 明</span>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	堺市行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。」に該当するときは、手続を省略することがある。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	